

(第一類 第四號)
衆議院
司法委員會議錄 第二回

昭和二十三年四月五日(月曜日)

午前十一時三十九分開議

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第一章 訴

裁判官ノ隠匿ヲ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

第二項として、次の二項を加える。

委員長 松永 義雄君
理事 石川 金次郎君 井伊 誠一君

池谷 信一君 石井 繁丸君
中村 又一君 八並 達雄君

山下 春江君 吉田 安君
北浦圭太郎君 花村 四郎君

明禮輝三郎君 大島多藏君
出席政府委員

訟務長官 奥野 健一君
委員外の出席者

専門調査員 村 敏三君
専門調査員 小林 貞一君

四月二日

行政代執行法案(内閣提出) (第三二)
号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案 (内閣提出)(第三三号)

行政事件訴訟特例法案（内閣提出）
（第三四号）

の審査を本委員会に付託された。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟特例法案（內閣提出）
（第三四号）

(卷二四六)

民事訴訟法の一部を改正する法律案 及び行政事件訴訟特例法案の両案を一

括議題として政府の説明を願います。

第一類第四號 司法委員會議錄 第

「第一章 訴訟論及其ノ準則
第二章 備論
第三章 證據
第四章 第二節 檢證
第五節 証人訊問
第六節 証定
第七節 証據保全
第八節 敷設所
第九節 訴訟手續二關
第十節 特則

前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ
ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方
裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス
「監督權アル裁判所」に改める。
議體ニ於テ之ヲ爲ス
第四十三條中「監督權アル判事」を
「監督權アル裁判官」ヲ爲ス
第四十四條 本節ノ規定ハ裁判所書
記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ
裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲シ
簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ
其ノ裁判所ノ裁判所法第三十七條
ニ規定スル裁判官之ヲ爲ス
第五十條中「妻」を削り、「保佐
人ノ同意」夫ノ許可又ハ親族會ノ
同意ニシテ「保佐人又ハ後見監督人ノ
同意」ニ改める。
第七十九條第一項中「區裁判所」を
「簡易裁判所」に改める。
第一百四十二條に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經ス
シテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ
判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス
第一百四十條に次の二項を加える。
第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論
ノ期日ニ出頭セサル場合ニ之ヲ準
用ス但シロ頭辯論期日ニ出頭セサ
ル當事者カ公示達ニ依ル呼出ヲ
受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ
在ラス
第一百四十三條中「其ノ席次ニ從ヒ
順次」を削る。

第二項として、次の二項を加える。
何人モ訴訟記録ノ閲覧ヲ裁判所書
記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記
録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障
アルトキハ此ノ限ニ在リス
公開フ禁止シタル口頭審論ニ係ル
訴訟記録ニ付テハ當事者及利害關
係ヲ疏明シタル第三者ニ限り前項
ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得
第一百六十一條第二項中「區裁判所」
を「地方裁判所」に改める。

裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限
リ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ
判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變
更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必
要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經シテ
之ヲ爲ス
前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於
テハ公示送達ニ依ル場合ヲ除クノ
外呼出状ヲ送達ヲ受クヘキ者ノ住
所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場
所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送
達アリタルモノト看做ス
第二百七條に次の一項を加える。
第一百四條第二項ノ規定ヘ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス
第一編第四章第四節中第二百七條
の次に次の二條を加える。
第二百七條ノ二 判決以外ノ裁判ハ
判事補單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得
第二編中「第一章 地方裁判所」
及其ノ準備」に改める。
訟手続」を「第一章 訴」に、「第
二節 辩論ノ準備」を「第二章 辩論
第二編中「第三節 証據」を「第三
合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於
テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官
ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或
争點ノミニ付口頭辯論ノ準備手續
ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得
第二編中「第三節 証據」を「第三
章 証據」に改める。
第二百六十一條 削除

條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」所又ハ簡易裁判所に改める。
第二百六十九條中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二編中「第一款 證人訊問」を「第二節 證人訊問」に改める。
第二百七十三條 内閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ内閣ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス。
第二百七十四條中「貴族院若ハ衆議院」を「衆議院若ハ參議院」に改める。
第二百七十七條 證人力正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生ジタル訴訟費用ノ負擔ヲ命スルコトヲ得前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第二百七十七條ノ二 證人力正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス。
第二百八十九條第一号中「證人ノ家ノ戸主但シ親族ニ付テハ親族關係力止ミタル後亦同シ」を「證人ト此等ノ親族關係アリタル者」に改める。
第二百八十四條 證言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人力故ナク證言ヲ拒ムトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負担ヲ命シ千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第二百九十三條 第二百八十二條乃至第二百八十四條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス
第二百九十八條及び第二百九十九

條を削り、第二百九十四條を第二百九十六條とし、以下第二百九十七條まで順次二條ずつ繰り下げる。
第二百九十四條 證人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ爲シタル當事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後證人ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ラ訊問シ又ハ當事者ノ訊問ヲ許スコトヲ得
當事者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問ト重複スルトキ、争點ニ關係ナキ事項ニ亘ルトキ其ノ他特に必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得
陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ訊問スルコトヲ得
第二百九十五條 當事者ハ前條ノ規定ニ依ル訊問ノ許否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ「第三編中「第三款 鑑定」を「第三百九十五條」に改める。
第三百一條中「前款」を「前節」に改める。
第三百十條第一項中「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第四款 審證」を「第四節 審證」に改める。
第三百十八條、第三百二十九條第二項及び第三百三十一條第一項中「五百圓」を「千圓」に改める。
第三百三十二條中「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第五款 檢證」を「第五

「三百三十五條第二項中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二編中「第六款 當事者訊問」を「第六節 当事者訊問」に改める。
第三百三十九條第一項中「五百圓」を「千圓」に改める。
第三百四十二條中「第二百九十五條及第二百九十七條乃至」を「第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十七條、第二百九十九條及」に、「本款を「本節」に改める。
第一編中「第七款 證據保全」を「第七節 證據保全」に改める。
第三百四十三條中「本節」を「本章」に改める。
第三百四十四條中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。
第三百五十一條ノ二 證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當審問ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス
第二編中「第一章 區裁判所ノ訴訟手續」を「第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續」に改める。
第三百五十二條 簡易裁判所ニ於テ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛糾易裁判所」に改める。
第三百五十五條第一項及び第三百五十六條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。
第三百五十六條第一項第一項日ニ於ケル呼出ハ第百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リソラノトス之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ

八期日ニ出頭セサル當事者、證人又ハ鑑定人ニ対シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ論スルコトヲ得ス

第三百五十八條 第三百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カロ頭辯論頃行ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルノ場合ニテ本案ノ辯論ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十八條ノ二 調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得
前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守並和解、認諾拡張取下及自白ニ付テハ之ヲ適用セス

第三百五十八條ノ三 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代へ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條ノ四 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲシテ補助ヲ爲サシムメ又ハ司法委員ヲシテ審理ニ立会ハシメ事件ニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第三百五十八條ノ五 司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス
司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ選任セラル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ當及止宿料ヲ給ス
三百五十八條ノ六 司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ支費、日當及止宿料ヲ給ス

七月十五日から、これを施行する。

第一條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいう。

第三條、新法は、特別の定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

第四條 新法第七十九條第一項但書及び第二項の規定は、地方裁判所規定期に基づいて從前の例によれば区裁判所の権限に属する事件を取り扱う場合にこれを準用する。

第五條 新法施行前に旧法によつて過料に処すべき行爲をした者で新法施行の際まだその裁判を受けていないものは、旧法により処罰する。

第六條 東京高等裁判所が裁判所法施行令第四條の規定により裁判権を有する事件についてした終局判決については、新法第三百九十三条の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新法第四百九條ノ二及び第四百九條ノ三の規定を準用する。

第七條 昭和二十年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

第一項、第二項中、「第五條」を削る。

行政事件訴訟特例法案
第一條 行政事件訴訟特例法案

又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるもの外、民事訴訟法の定めるところによる。

第二條 行政廳の違法な処分の取消又は変更を求める訴は、その処分に対し法令の規定により訴願ののである場合には、訴願の裁決を経た場合には、訴願の裁決を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の裁決を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときは、その今正當な事由があるときは、訴願の裁決を経なして、訴を提起することができない。

第三條 前條の訴は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、処分をした行政廳を被告としてこれを提起しなければならない。

第四條 第二條の訴は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴の係屬中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の期間は、これを不变期間とする。

第五條 第二條の訴は、処分のあつたことを知つた日から六箇月以内に、これを提起しなければならない。

第六條 第二條の訴は被告である行政廳の所在地の裁判所の専属管轄とする。

第七條 第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴の係屬中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守について、最初に訴を提起した時にこれを提起したものとみなす。

第八條 第二項の規定により被告を変更したときは、從前の被告に対する訴は、あらたな被告に対する訴ではない。

第一項の規定により被告を変更したときは、訴の取下があつたものとみなす。

第九條 第二項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の処分については、仮処分に関する民事訴訟法の規定は、

これを適用しない。

第十條 第二條の訴の提起があつた場合において、一切の事情を考慮して、処分を取り消し、又は変

第一項及び第三項の規定は、他の法律に特別の定のある場合に適用しない。

第六條 第二條の訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求(以下「関連請求」といふ)に係る訴に限り、これを併合することができる。

第二條の訴の一審裁判所が高級裁判所である場合において、前項の規定による訴の併合をするには、関連請求に係る訴の被告の同意を得なければならない。被告が同意を得なければならぬ。被

告が弁論をし、又は準備手続において申述をしたときは、訴の併合に同意したものとみなす。

第七條 第二條の訴において、原告は、被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴の係屬中被告を変更することができる。但し、原告に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

前項の規定は、その理由を明示してこれを述べなければならない。

第八條 裁判所の施行により、裁判機構にまつた民事訴訟法の一部を改正する法律につきまして、提案の理由を御説明いたします。

昭和二十二年法律第七十五号第八條但書の期間については、なお、同法の法律施行前から進行を始めた

他の法律でないものとみなす。

この法律施行前から進行を始めた

他の法律でないものとみなす。

昭和二十二年三月一日前に制定された法律は、第五條第五項の規定の適用については、これを同條同項の

又は職權で、決定を以て、処分の執行を停止すべきことを命ずるこ

とができる。但し、執行の停止が

公共の福祉に重大な影響を及ぼす

虞のあるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、この限りで

ない。

前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならない。

第一項の規定により被告を変更したときは、期間の遵守について、最初に訴を提起した時にこれを提起したものとみなす。

第一項の規定により被告を変更したときは、從前の被告に対する訴は、あらたな被告に対する訴ではない。

前項の規定により被告を変更したときは、訴の取下があつたものとみなす。

第八條 裁判所は、必要と認めるときは、訴の取下があつたものとみなす。

第九條 裁判所は、前項の決定をするに当たる事項を聽かなければならぬ。

かなければならぬ。請求を棄却することができる。

第十二條 確定判決は、その事件について開闢の行政廳を拘束する。

この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

附則 この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、その証拠調査の結果

に付して、当事者の意見を聽かなければならぬ。

○奥野政府委員 ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律につきまして、提案の理由を御説明いたします。

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の急務的措置に関する法律といたしまして、日本國憲法及び裁判所法の施行上著しい改革がもたらされましたので明いたします。

裁判所法の施行により、裁判機構に

悉く民事訴訟法の一部を改正する法律につきまして、日本國憲法及び裁判所法の施行上

著しい改革がもたらされましたので明いたします。

裁判所は、必要やむを得ない部分に限り、民事訴訟法に対する應急的措置を講じたのであります。しかし、この應急的措置を講じたのであります。しかし、この應急的措置を講じたのであります。

法律は、本年七月十五日を以てその効力を失いますので、この際、現行民事訴訟法に所要の改正を加え、新しい裁判機構のもとにおける訴訟手続の進行を円滑にし、國民の権利保護に遺憾なきを期そうとするのが、本改正法律案

の趣旨であります。

なお、民事訴訟法につきましては、廣範囲にわたり、最高裁判所の定める民事訴訟規則との調整をはかる等、根本的に検討すべきものがありますので、鋭意研究を続けているのであります。ですが、諸種の事情のため、いまだこれを立法化するの域に達しておりません。

ところで、民事訴訟法の根本的な改正はこれを他日に譲り、本改正法律案においては、右の懸急的措置に関する法律の失効に伴い必要な最小限度の改正を主眼とし、併せて、新しい裁判機構のもとにおける民事訴訟制度の運営上においては、右の懸急的措置に関する法律の失効に伴い必要な最小限度の改正を主眼とし、併せて、新しい裁判機構の施行等に伴い必要な條文の整理をいたしました次第であります。

以下本改正法律案の要点を御説明いたしますと、まず第一は、日本國憲法、裁判所法及び民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要な條文の整理をいたすこととあります。たとえば、軍人軍属に関する特別規定を削除し、「区裁判所」を「簡易裁判所」または「地方裁判所」に改め、「家族」を「同居の親族」に改めたもの等で、本改正案中の大部分は、この部類に属するものであります。

第二は、裁判所法により、地方裁判所の審理及び裁判についても單独制が認められましたので、これに伴い必要な規定を設けたこととあります。たとえば、地方裁判所の単独の裁判官の除斥忌避に関する第三十九條の規定、準備手続に関する規定が、それです。

第三は、証據調について、当事者の権利と責任とを拡張し、直接審理の建前をさらに推し進めたことであります。

第四は、正当な理由がなくて出頭しない証人等に対する制裁を強化したこ

とであります。

第五は、簡易裁判所の訴訟手続に關する特則を設けたこととあります。すなわち簡易裁判所における審理及び裁判につきまして、場合により、調書に記載すべき事項を省略し得ることとし

たこと、及び口頭弁論期日に出頭しな

い当事者の提出した書面の設載事項を

除斥忌避に関する規定が、これであります。

第六は、上訴の制度について、新し

い裁判機関に即應する規定を設けた

とであります。

第七は、民事訴訟の全般にわたり、訴訟または強制執行の關係人の権利の伸張または利益の保護を全からしめるため必要な規定を設けたこととありますため、

す。すなわち民事訴訟の性格に鑑み、

職権による証拏調を廃止するとともに、証人、鑑定人にに対する当事者の尋問権を適当に拡張し、かつ裁判官の更

に、証人、鑑定人にに対する当事者の尋

問権を適当に拡張し、かつ裁判官の更

に、証人、鑑定人にに対する当事者の尋

問権を適當に拡張し、かつ裁判官の更

に、証人、鑑定人にに対する当事者の

は、処分を受けた者のみでなく、公共の利害にも関係することが深いから、これを長く未確定の特態におくことは避けなければならないので、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律第八條と同じく、この期間を、原則として、処分のあつたことを知つた日から六箇月と定めました。なお、この出訴期間の制限と関連して原告が被告とすべき行政庭を誤つたときは、訴訟の係属中いつでも被告を変更することができるなどいたしました。これは從來の行政裁判の経験に徴しますと、原告が被告とすべき行政庭を誤つたために、回復することのできない不利益を受ける事例が往々ありましたので、かような事態を避けようとする趣旨に出たものであります。

第四は、違法な行政処分の取消または変更を求める訴に併合し得る訴の種類を定めたことあります。この訴には、その請求と関連する原状回復、損害賠償その他の請求にかかる訴に限り、これを併合することができるものとし、これによつて、当該行政処分に関連する紛争を一挙に解決するとともに、他面、廣く訴の併合を認めることがあります。行政事件そのものの裁判が遅延することを避けようとするものであります。

第一第五は、行政処分は、出訴によつてその執行を停止されないことを明らかにし、併せてこれに対応して必要な規定を設けたことであります。出訴が行なわれると存じますが、これを貫きましろであるとせつかく勝訴した者のため、はいことは、事柄の性質上明らかなところであると存じますが、これを貫きまして、せつかく勝訴した者のため、は

なはだ贋にすぎる結果となることがありますので、裁判所は、処分の執行に重大なる影響を及ぼすおそれのあるとき、及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないことといたします。国家公共の利益の保護に遺憾なきを期しました。

最後に第六は、行政処分の取消または変更を求める訴の提起があつた場合において、請求の理由があるときでも、裁判所は、請求棄却の判決をし得ることといたします。すなわち裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分を取消したは変更することができ、かつたのであります。

そのほか、行政事件の特殊性に鑑みて、原告の請求を棄却することができるときは、職権で、訴訟の結果について利害関係のある行政庭その他の第三者を訴訟に参加させることができるものとし、また、公共の福祉を維持するため必要と認めるときは、職権で証拠調べをし得る途を開くとともに、確定判決は、その事件について関係行政庭を拘束するものと定めて、裁判の実効性を確保いたします。

以上を以て、ただいま議題となりました行政事件訴訟特別法案の大要の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、申

し上げます。

○井伊委員長代理 これら両案につきましては、本日は説明を止めます。

午前十一時五十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕